# Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉
- 2 母子保健
- 3 難病対策
- 4 原爆被爆者対策事業

# 地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務 を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・特定不妊治療・小児慢性特定疾病・ 難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向 上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支 援体制の整備に努めている。

### 1 精神保健福祉事業

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤通院患者リハビリテーション事業、⑥市村支援、⑦組織活動育成支援、⑧関係機関とのネットワークづくり、⑨関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を行う。

### 2 母子保健事業

「健やか親子おきなわ21(第2次)」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②専門医による相談、③親の会等組織育成支援、④関係機関との連絡会議、⑤個別訪問等による相談支援、⑥支援者を対象とした研修会等を実施している。

### 3 難病対策事業

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成27年1月施行)」に基づき、①特定疾患治療研究事業及び特定医療費(指定難病)に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会を行っている。

# 4 原爆被爆者対策事業

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、また被爆者健康診断の記録をもとに健康相談等を行っている。

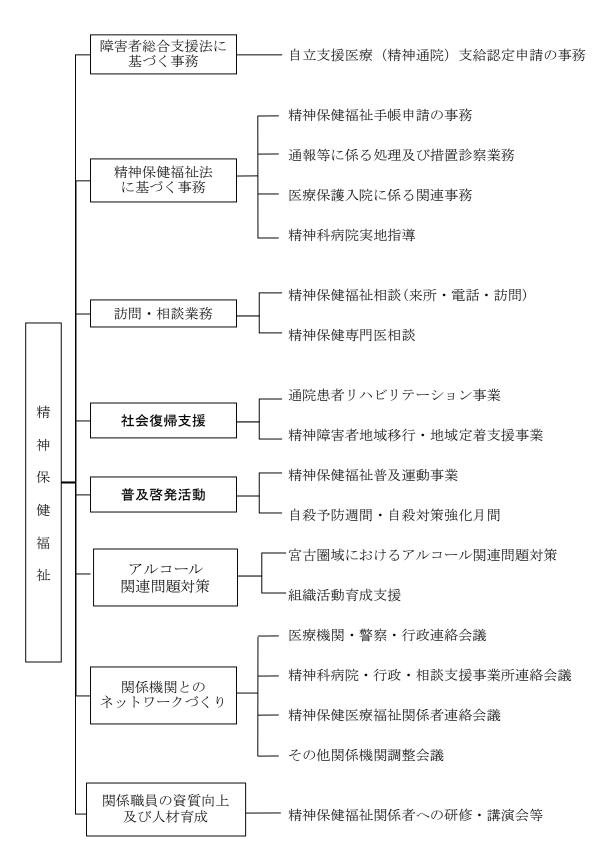
### 地域保健班に関する月間・週間事業

平成 30 年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
自殺予防週間	9月18日 ~ 9月21日	パネル展示及びパンフレット等配布	一般住民
精神保健福祉 普及月間	11月1日 ~ 11月30日	講演会 「充実した生活を送るために ストレスとほどよく付き合おう ~こころの健康と認知行動療法~」	一般住民・関係者

# 1 精神保健福祉

平成 16 年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」で示された「入院医療中心から生活中心へ」の理念の実現のために、精神障害者の地域移行を促進する動きが活発になっている。 当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」、「自殺対策基本法」に基づき、下記の業務を行っている。



# (1) 障害者総合支援法に基づく事務

自立支援医療 (精神通院) 支給認定申請事務

精神疾患に係る通院医療費に関しては、障害者総合支援法第58条及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置に関する政令第3号により、全額公費負担で医療(保険適用範囲内)が受けられることになっている。

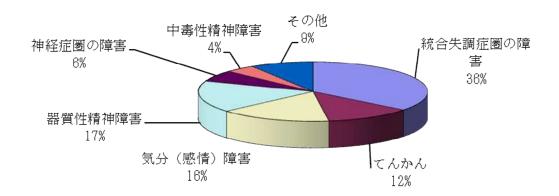
### 図 1 年度別受給者数



# 表 1 市村別、疾病別受給者数

平成30年度

疾病	宮古島市	多良間村	計
アルツハイマー型認知症	116	0	116
脳血管性認知症	18	0	18
その他認知症	19	0	19
その他脳器質性精神障害	31	0	31
アルコール依存症	35	2	37
アルコール精神病	5	0	5
覚醒剤依存症	0	0	0
覚醒剤精神病	1	0	1
有機溶剤中毒	0	0	0
その他中毒性精神病	2	0	2
統合失調症圏の障害	380	2	382
気分(感情)障害	162	0	162
心因反応	5	1	6
非定型精神病	1	0	1
接枝分裂病	0	0	0
神経症圏の障害	66	0	66
人格障害	3	0	3
知的障害	15	0	15
てんかん	128	3	131
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2	0	2
心理的発達障害	33	0	33
小児青年期の行動情緒障害	34	0	34
不明 (障害年金証書)	1	0	1
その他精神障害	8	0	8
計	1065	8	1073



### (2) 精神保健福祉法に基づく事務

ア 精神障害者保健福祉手帳申請・交付事務

精神障害者保健福祉手帳は精神障害者に対して各種支援策の活用を促し、福祉の向上を図るため導入された制度である。なお、申請窓口は市町村となっており有効期間は2年間である。

表 2	年 5	医别由	∄書	数 (	新規)
1X 4	— <i>i</i>	2 JU T	· op '8	74X \	. <i>*</i> // <i>^</i> // <i>^</i> //

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1級	11	11	21	6	8
2級	23	29	23	16	16
3級	11	23	19	12	14
計	45	63	63	34	38

表 3 市村·年代別精神障害者保健福祉手帳交付件数

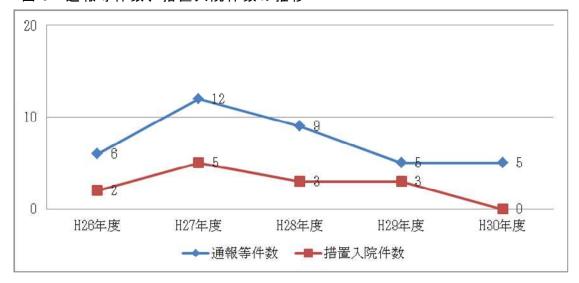
平成 30 年度

市村	性別	~19歳	20~39歳	40~64歳	65歳~	合	計
· 一	男	2	40	148	60	250	404
宮古島市	女	2	39	118	75	234	484
多良間村	男	0	0	1	0	1	2
多及則判	女	0	0	1	0	1	۷
	男	2	40	149	60	251	486
合計	女	2	39	119	75	235	400
	計	4	79	268	135		

# イ 通報等に係る処理及び措置診察業務

精神障害のために自傷他害のおそれのある者は、精神保健福祉法(22条(一般)、23条(警察官)、24条(検察官)、25条(保護観察所の長)、26条(矯正施設の長)、26条の2(精神科病院の管理者))の規定に基づき、保護の申請、通報、届出がされる。申請、通報又は届出のあった者について保健所は調査を行い、対応を検討する。

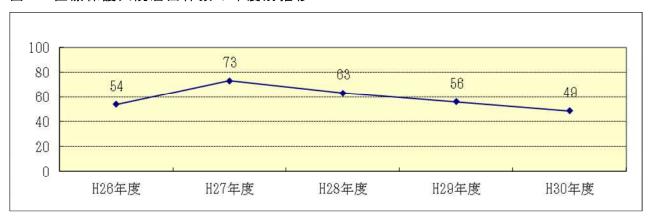
# 図3 通報等件数、措置入院件数の推移



### ウ 医療保護入院関連事務

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行われる入院。

# 図 4 医療保護入院届出件数の年度別推移



### 工 精神科病院実地指導

目 的:精神科病院の実地指導及び実地審査をすることで、人権に配慮した適正な精神医療の確保、適正な病院の管理運営を促し、精神保健福祉施策の推進及び質の向上を目的とする。

对 象:県立宮古病院精神科 実施日:平成31年1月31日

### (3) 訪問・相談業務

# ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が、精神保健相談(来所相談及び電話相談)を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

### 表 4 相談件数 (H26年~H30年)

	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度
	実人員	延人員								
来所相談	32	80	43	78	36	55	29	55	58	120
家庭訪問	49	180	47	186	23	93	37	169	46	213
電話相談	67	422	100	440	71	346	68	200	107	290

# 表 5 平成 30 年度相談件数 (区分別)

						延人員	員内訳			
	実人員	延人員	老人精神保健	社会 復帰	アルコール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の健康 づくり	その他
来所相談	58	120	2	32	45	0	0	0	13	28
家庭訪問	46	213	1	62	50	0	0	0	20	80
電話相談	107	290	4	55	94	0	1	0	44	92

#### イ 精神保健専門医相談

精神障害の疑いがある方や治療中断者など対応が困難なケース・家族に対し専門医による訪問や来所相談等により面談し、早期受診や早期治療に繋げ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。月1回実施。

### 表 6 精神保健専門医相談実施件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回 数	6	5	5	5	3
相談件数	6	5	5	6	6

# (4) 社会復帰支援

### ア 精神障害者通院患者リハビリテーション事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持続力、環境適応能力等を養うための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ることを目的としている。

#### 表 7 通院患者リハビリテーション事業実施状況

年度	訓練者数	事業所数	事業所(種)内訳
H26年度	2	2	飲食店、農業生産法人
H27年度	1	1	飲食店
H28年度	3	3	飲食店、農業、理髪店
H29年度	4	4	飲食店、農業、園芸、理髪店
H30年度	1	1	飲食店

# イ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

長期にわたる精神科病院への入院により、住居の確保など退院に向けて支援が必要な精神障害者について、地域生活に移行することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備する事を目的に行っている。保健所は医療機関が主催するする退院前調整会議や、宮古島市が実施する地域自立支援協議会に参加し、居住支援部会及び就労支援部会において、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検討し、体制整備に取り組んでいる。

### (5) 普及啓発活動

### ア 精神保健福祉普及運動事業

地域住民に対し心の健康保持、精神疾患に関する理解の促進並びに精神保健福祉に 関する知識の普及啓発を推進していくことを目的に実施している。

平成30年度

日程	内 容	参加状況等
11月17日	○講演会 「充実した生活を送るために ストレスとほどよく付き合おう 〜こころの健康と認知行動療法〜」 講師:・琉球大学大学院 医学研究科 精神病態医学講座 助教/臨床心理士 甲田宗良 氏	一般住民、関係者 (47人)

# イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民に対して、自殺についての正しい知識の普及や相談支援機関の窓口周知を図る目的で、「自殺予防週間」のイベントとして9月18日~9月21日においてパネル展示等を実施した。

平成 30 年度

日程	内容	参加者等
~	自殺予防週間 1)パネル展示(場所:宮古島市役所) 内容:自殺の現状、相談機関等について 2)レスキューカード「いのちを大切に」入りティッシュ配布 3)リーフレットの配布	一般住民

# (6) アルコール健康障害対策

### ア CRAFT 家族教室

目的:アルコール乱用者の家族が CRAFT の知識・技術を習得することで、家族自身 の QOL (Quality Of Life: 生活の質) が高まるとともに、乱用者と家族の間に起こっている問題の改善につながること

対象:アルコール依存症者(飲酒問題含む)の家族

場所:宮古保健所 1階相談室

#### <参考>

CRAFT (Community Reinforcement and Family Training) とは、アルコール・薬物乱用者をどうにかして治療に繋げようと悩む家族のために考案された家族支援プログラムである。

# 表 8 CRAFT 家族教室実施状況

平成30年度

月日	内容	参加者
①10月3日	①講話「アルコール依存症について」 CRAFT「状況をはっきりさせよう」 CRAFT「安全第一(暴力への対応)」	
②10月10日	②講話「アルコールの心身への影響」 CRAFT「コミュニケーションスキル」 CRAFT「望ましい行動を増やす方法」	5名
③10月17日	CRAFT「イネイブリングをやめるとは」 ③講話「アルコール依存症の回復と治療について」 CRAFT「あなた自身の生活を豊かにする」 CRAFT「治療をすすめる」	

#### イ 組織活動育成支援

# (ア) 断酒会活動(あだんの会)

断酒会はアルコール依存症に悩む者が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループである。

### (イ) 断酒家族会活動(やしがにの会)

アルコール依存症について知識を深め、家族の役割を認識すると共に、家族が直面する問題について共有し、お互い励まし合って、本人の断酒と自立へ向けての活動を行っている。

# (ウ) AA (エメラルドグリーングループ宮古島)

平成 30 年 11 月設立。依存症本人またはその関係者が体験を共有しながら、自身の飲酒問題を解決し、同じ問題で苦しむ人たちにも回復の経験を知らせる自助グループである。

平成 30 年度

自助グループ名	日時	場所
宮古断酒会 (あだんの会)	毎週金曜日 午後7時~9時	
AA (エメラルドグリーングループ 宮古島)	毎週火曜日 午後7時~8時	宮古保健所 1階⑦相談室
宮古家族会 (やしがにの会)	毎月第1・3金曜日 午後7時~9時	

#### (7) 関係機関とのネットワークづくり

### ア 医療機関・警察・行政連絡会議

精神障害者に関する警察官通報(精神保健福祉法第23条)やその他の緊急時対応を円滑に実施できるように、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に開催している。

平成30年度

日時	内容	参加機関
5月25日	- 171   滑声 10元(1)1車 田屋 竪口 6 71オ トラオ フレイ 101(	宮古病院、こころのクリニッ クてぃんぬぱう、宮古島警察 署、宮古島市、多良間村

### イ 精神科病院・行政・相談支援事業所連絡会議

精神障害者が安定した地域生活を送れるよう、管内関係機関の連携及び情報共有を 強化し、精神保健医療福祉に関する課題検討を行うことを目的に開催している。

平成30年度

日時	内容	参加機関
6月15日 9月7日 3月1日	<ul><li>(1) デイナイトケア利用について</li><li>(2) アルコール依存症の方への支援について</li><li>(3) 高齢化しているひきこもり問題について</li><li>(4) その他精神保健医療福祉活動に関する情報共有・確認</li></ul>	宮古病院、宮古島市、相 談支援事業所、障害者就 業・生活支援センター

#### ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催している。

平成30年度

日時	内容	参加者数及び参加機関
5月31日	<ul><li>・各機関における重点 事業や取り組みの報告</li><li>・情報及び意見交換</li></ul>	参加者数:32人 参加機関:宮古病院、真喜屋精神・神経科医院、うむやす みゃあす・んクリニック、宮古島市、多良間村、相談支援事 業所、訪問看護ステーション、障害者就業・生活支援セン ター、宮古福祉事務所、圏域アドバイザー

#### 工 関係機関調整会議

ケース支援会議は、主に保健所が主催し、支援体制の検討等を目的とし、市町村調整会議は、市町村と支援体制や精神保健事業の課題等の検討を目的として実施。

退院前調整会議は、主に病院が主催しており、保健所の支援や情報共有等が必要なケースについて検討する。地区担当保健師が会議へ参加している。

平良地区(平成30年度より開催)、伊良部地区、城辺地区及び上野・下地地区精神障害者連絡会は、宮古島市障がい福祉課が主催しており、当該地区の関係者間で情報共有を行い、障害者の社会復帰及び自立支援を目的としている。

# 〈保健所主催〉

会 議 名	開催回数	参加者数(延)	参加機関(延)
ケース支援会議	8	32	56
市町村調整会議 (特定町村支援等)	8	15	38

### 〈他機関主催〉

会 議 名	参加回数
ケース支援会議	9
退院前調整会議(主に病院主催)	28
平良地区精神障害者連絡会	5
伊良部地区精神障害者連絡会	5
城辺地区精神障害者連絡会	6
上野・下地地区精神障害者連絡会	5

### (8) 関係職員の資質向上及び人材育成

ア 地域移行支援のための多職種合同研修会

目 的:精神障害者の地域移行を推進するため、圏域における精神障害者の退院支援事例や地域移行・定着にかかる取組について共有し、参加者が支援や連携のヒントを得ながら、障害者支援にかかる多機関・多職種における顔の見えるネットワークづくりを行うこと。

主 催:沖縄県 実施団体:一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会 対象者:市町村、医療機関、相談支援事業所、その他地域移行支援機関

日 時:平成31年2月8日(金)午前10:15~午後4:50

場 所:宮古合同庁舎2階 講堂

内容:受講者31名

県障害福祉課担当者による制度説明、県立広島大学准教授松宮透髙氏による講話と事例検討、当保健所は「宮古保健所の取組として」一部担当し、 圏域での取組の協力依頼を行った。

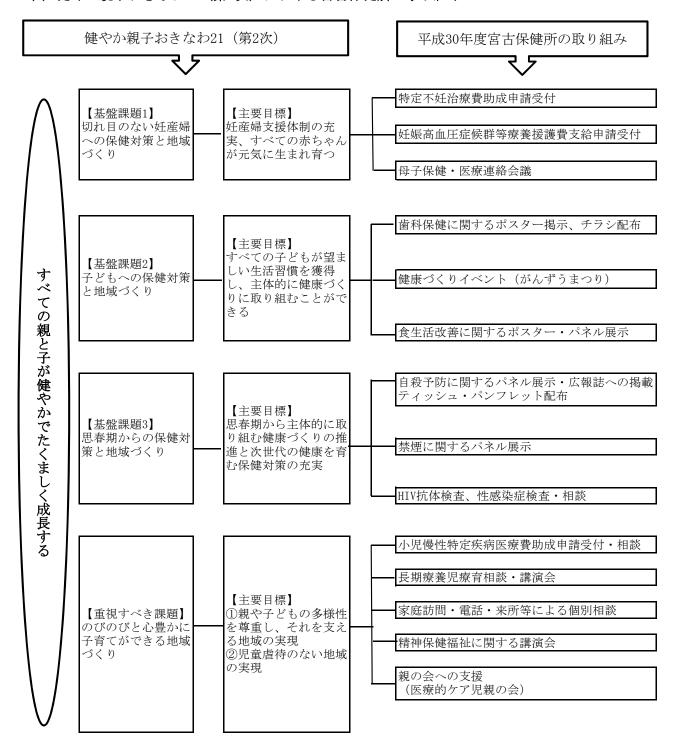
# (9) 自殺企図者実態把握調査

管内の自殺死亡率はかつて全国と比較して高い水準にあったものの、ここ数年は全国を大きく下回っている。しかし、自殺企図者は少なくとも自殺者の 10 倍以上存在するとも言われており、管内の実態については把握できていない現状があった。そこで平成29 年度に、管内の救急医療機関における自殺企図者の実態及び対応等の調査結果についてのアンケート調査を実施した。今後の支援や効果的な連携体制について検討する事を目的とし、平成29 年度の調査結果報告と現在の状況の聞き取り調査を実施した。

- 対象医療機関:管内救急告示病院2カ所(沖縄県立宮古病院、宮古徳洲会病院)
- · 時期: 平成 31 年 2 月 17 日、平成 31 年 2 月 19 日
- ・方法:調査対象機関へ聞き取り調査
- ・備考:本調査において「自殺企図者」とは自殺未遂及び自損・自傷行為、既遂者と定義した。

# 2 母子保健

(1) 健やか親子おきなわ21 (第2次) における宮古保健所の取り組み



### (2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成27年1月1日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は平成30年度末現在で16疾患群756疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第21条の9の2

- 【 目 的 】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全 な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の 給付その他の事業を行う。
- 【対象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童(18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。)

表 1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況 (重複疾患受給者を含む) 単位:件

年月日	平成30年4月~平成31年3月				
		申記	青別	市木	寸別
疾患群	<del>1</del>	新規	更新	宮古島市	多良間村
悪性新生物	3	1	2	3	0
慢性腎疾患	7	0	7	7	0
慢性呼吸器疾患	7	2	5	7	0
慢性心疾患	11	3	8	10	1
内分泌疾患	35	5	30	35	0
膠原病	4	0	4	4	0
糖尿病	2	0	2	2	0
先天性代謝異常	2	0	2	2	0
血液疾患	2	1	1	2	0
免疫疾患	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	16	3	13	16	0
慢性消化器疾患	3	1	2	3	0
染色体・遺伝子疾患	2	1	1	2	0
皮膚疾患	1	0	1	1	0
骨系統疾患	2	1	1	2	0
脈管系疾患	0	0	0	0	0
計	97	18	79	96	1

# イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

- 【 目 的 】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行 うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。
- 【対象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7日以上の入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額15,001円以上の世帯、又は児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表 2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位:件

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	0	0	0	0	0

### ウ 特定不妊治療費助成事業

【根拠法令】少子化社会対策基本法第 13 条、母子保健医療対策等総合支援事業、 沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

【目的】不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微受精)については1回 の治療が高額であり、また医療保険の適用外であることから、経済的負担 の軽減を図るため、費用の一部を助成する。

【対象】・法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療が必要と診断された者

- ・指定医療機関で特定不妊治療を終了した者
- ・沖縄県内に住所を有し、夫婦の合計所得が730万円未満であること

### 表 3 特定不妊治療費 年度別助成状況

単位:件

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	35	25	32	32	24

### (3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等(来所相談及び電話相談)を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

### 表 4 訪問・相談業務状況

平成 30 年度(単位:件)

	安」昌	江   目		延人員内訳	
	実人員	延人員	小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他
来所相談	129	199	157	36	6
家庭訪問	24	92	87		5
電話相談		219	177	28	14
合計	153	510	421	64	25

#### (4) 長期療養児療育相談事業

長期にわたり療育医療を必要とする児童とその保護者に対して、適切な療育を確保するために、状況に応じた適切な指導や支援を行い日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に実施している。

### ア 個別相談、勉強会

長期療養児とその保護者が在宅で安心して生活できるように、専門医による個別相談、 保護者・関係者向け勉強会を実施した。

専門医:當間隆也(わんぱくクリニック)

# 表 5 個別相談実施状況 平成 30 年度

実施日	人員
平成30年8月16日、17日	8人
平成31年1月24日、25日	9人

# 表 6 在宅ケア勉強会

平成30年度

実施日	内容	参加者	参加機関
8月17日(水) 10:00~12:00 宮古保健所 健康増進室	講話 ・「風邪症候群と抗生剤」 講師:工藤 裕樹先生(宮古病院研修医) ・「重症心身障害児の理解と医療的ケアについて」 講師:當間 隆也先生 (わんぱくクリニック 副院長)	19人	保護者、児童発達支援・放課後等 デイサービス職員、訪問看護ス テーション、訪問介護事業所

# (5) 小児慢性特定疾病等講演会

小児慢性特定疾病児、保護者等が疾患及び治療等に関する理解を深めることで、病状や成長発達に伴う不安の軽減を図ることを目的に開催した。

# 表 7 小児慢性特定疾病等講演会

平成30年度

実施日/場所	内容・講師	参加者
10月31日(木) 14:00~16:00 宮古保健所 健康増進室	・題「甲状腺疾患」 講師:井垣 純子 氏 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 小児内分泌・代謝専門医)	7名 (保護者6名 医師1名)

# (6) 母子保健·医療連絡会議

ハイリスク妊産婦及び未熟児や長期に支援を必要とする児・保護者が地域で安心して 育児・療育できるように関係者が情報を共有し、支援目標や相互の役割を確認すること で一貫した支援ができることを目的に開催した。

表 8 母子保健・医療連絡会議

平成30年度

実施日	内容	参加者	参加機関
H30. 4. 16 H30. 6. 11 H30. 8. 20 H30. 10. 15 H30. 12. 17 H31. 2. 18	①事例に関する情報共有、確認 ②地域の課題共有、支援体制確認 ③母子保健に関する情報共有、検討 等	延べ 98人	県立宮古病院 奥平産婦人科医院 宮古島市 多良間村 宮古保健所

# (7) 宮古地区母子保健推進員研修会及び交流会

宮古地区母子保健推進員の相互交流と、資質の向上を目的に交流会及び研修会を開催した。

### 表 9 宮古地区母子保健推進員研修会・交流会

平成 30 年度

実施日/場所	内容・講師	参加者	参加機関
8月8日(木) 平良保健センター /働く女性の家 ゆいみなぁ	・交流会:研修報告、1分間スピーチ ・研修会:講話「こどもの睡眠について」 講師:小濱 守安氏(沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 副院長)		市・村母子保健推進員 市健康増進課 等

# 3 難病対策

### (1) 難病とは

根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)第1条 ア 疾病の機序が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病 イ 当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とすることとなるもの

# (2) 難病の行政施策

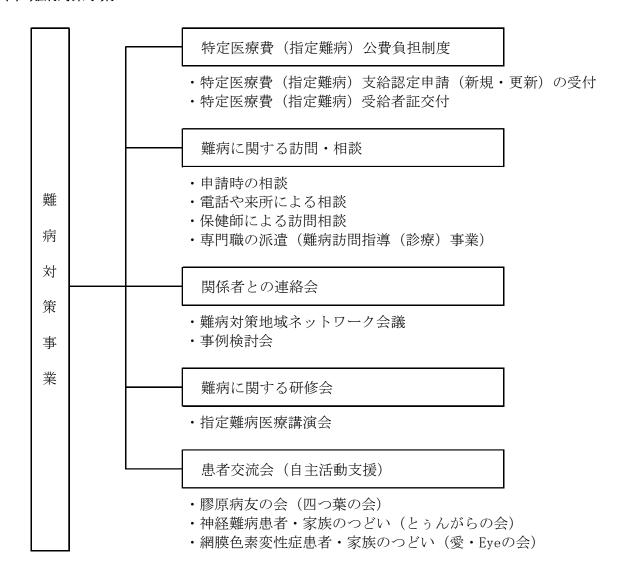
昭和48年より「特定疾患治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成7年7月に申請窓口を本庁より保健所に移し、各保健所にて「難病対策事業」が開始された。 事業開始以来、医療費の自己負担分は全額公費であったが、平成15年からは所得に応じた一部 自己負担限度額の見直し等大幅に制度の改定が行われた。

平成26年の難病法制定に伴い公費負担制度の改定が行われ、平成27年1月より「特定医療費(指定難病)公費負担制度」として開始され、対象疾病(指定難病)が110疾病になり、同年7月より306疾病に拡大された。

平成30年4月より、対象疾病(指定難病)は331疾病に拡大された。

# (3) 難病対策事業



# (4) 受給者証交付状況

# ア 特定疾患治療研究事業

難病法の施行により、当該事業における管内での受給者は0人となった。

# イ 特定医療費(指定難病)公費負担制度

平成 27 年 1 月 1 日より難病法に基づく新たな医療費助成制度が始まった。管内における受給者の 状況は表 1、2 のとおりである。

# 表 1 受給者証交付状況

疾 病 名	申請件数	交付件数
筋萎縮性側索硬化症	3	3
進行性核上性麻痺	7	7
パーキンソン病	52	51
大脳皮質基底核変性症	2	2
重症筋無力症	16	16
多発性硬化症/視神経脊髄炎	3	3
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	5	5
多系統萎縮症	5	5
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	6	5
もやもや病	2	2
プリオン病	1	1
亜急性硬化性全脳炎	1	1
全身性アミロイドーシス	2	2
神経線維腫症	1	1
天疱瘡	4	4
膿疱性乾癬(汎発型)	4	4
高安動脈炎	1	1
結節性多発動脈炎	4	4
顕微鏡的多発血管炎	4	3
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	1
悪性関節リウマチ	2	2
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	0
全身性エリテマトーデス	26	25
皮膚筋炎/多発性筋炎	8	8
全身性強皮症	3	3
混合性結合組織病	1	1
シェーグレン症候群	3	3
ベーチェット病	1	1
特発性拡張型心筋症	10	6
再生不良性貧血	9	8
特発性血小板減少性紫斑病	2	2

疾病名	申請件数	交付 件 数
IgA 腎症	2	2
多発性嚢胞腎	1	1
黄色靱帯骨化症	11	10
後縦靱帯骨化症	32	30
広範脊柱管狭窄症	10	10
特発性大腿骨頭壊死症	6	6
クッシング病	1	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1
下垂体前葉機能低下症	7	7
サルコイドーシス	2	2
特発性間質性肺炎	3	3
肺動脈性肺高血圧症	2	2
網膜色素変性症	29	27
原発性硬化性胆管炎	1	1
クローン病	14	14
潰瘍性大腸炎	32	31
慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1
筋ジストロフィー	2	2
脊髄髄膜瘤	1	1
中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1	1
家族性良性慢性天疱瘡	1	1
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	1
一次性ネフローゼ症候群	6	6
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1
紫斑病性腎炎	1	1
強直性脊椎炎	1	1
軟骨無形成症	1	0
後天性赤芽球癆	2	2
アッシャー症候群	1	1
好酸球性副鼻腔炎	1	0
計	365	347

# 表 2 受給者の状況

性別	就労	就学	家事労働	入院	在宅療養	入所	転出	死亡
男	62	3	2	10	75	11	5	8
女	53	2	37	5	58	8	1	7
計	115	5	39	15	133	19	6	15

# (5) 難病に関する訪問・相談

目的:患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表 3 訪問・相談実施状況 平成 30 年度

	実人員	延人員
来所相談	388	703
電話相談		286
家庭訪問	32	122
合計		1,111

# (6) 難病訪問指導(診療)事業

目的:在宅療養している難病患者がより良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門 医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・ 指導を行い、生活の質(QOL)向上を図ることを目的とする。

	月日	対象疾患 (件数)	内 容	スタッフ	
1	平成30年	   下垂体前葉機能低下症(1)	身体機能評価、在宅リハビリ指導	作業療法士	
1	8月22日			作果原伝工	
2	平成31年	パーキンソン病(1)	在宅栄養相談、指導	管理栄養士	
2	1月22日	ハーヤングン病(1)	在七木 <b>食</b> 怕飲、相等	日生不食工	
3	平成31年	進行性核上性麻痺(1)	身体機能評価、在宅リハビリ指導	言語聴覚士	
3	1月30日		対	古苗暰見工	

# (7) 難病支援関係機関ネットワーク会議

目的:宮古管内における難病療養者について、日々の療養生活の支援に携わる関係機関がそれぞれの 課題について協議または情報を共有することにより、難病療養者の在宅療養に関する支援体 制および療養環境を整備することを目的とする。

日時	平成31年2月4日(月) 14:00 ~ 16:00
目的	今回、災害時の支援体制に関して、宮古地区の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備 について協議を行い、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的とする。
対象	<ul> <li>・宮古島市 障がい福祉課、福祉政策課</li> <li>・多良間村 住民福祉課</li> <li>・県立宮古病院 地域連携室</li> <li>・訪問看護ステーションみやこ</li> <li>・訪問看護ステーションドクターゴン</li> <li>・介護支援専門員協会宮古支部</li> <li>・地区医師会 在宅医療・介護連携室「輪」Rin</li> <li>・沖縄県難病相談支援センター アンビシャス</li> </ul>
参加者	9機関 9名
内容	(1) 市災害時避難行動要支援者避難支援計画(福政課)及び各機関の取組状況等の報告 (2) 宮古地区における難病患者の在宅療養状況等の報告 (3) 在宅人工呼吸器使用者の災害時支援について〜事例からの学びを通した意見交換〜 (4) ほか課題共有(訪問入浴、レスパイト入院、介護と医療の連携について)

# (8) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的:患者・家族が病気について理解を深め、日常生活における不安、悩みについて相談することで 安心して療養生活を送れることを目的とする。

月日	内 容			
	講師:沖縄県立南部医療センター・こども医療センター			
平成 30 年	血液・腫瘍内科副部長 友寄 毅昭氏	0 1		
11月12日	内容:再生不良性貧血・特発性血小板減少性紫斑病とは	8人		
	~自己免疫性血球減少症~			

# (9) 自助活動育成支援

目的:患者及び家族が病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について、情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

名称	活動日時	活動内容
膠原病友の会(四つ葉の会)	毎月第3土曜日 14:00~16:00	交流会、在宅療養に関する情報交換等
神経難病患者・家族のつどい (とうんがらの会)	毎月第 2・4 金曜日 14:00~16:00	勉強会、交流会、ポールウォーキング等
網膜色素変性症患者・家族のつどい (愛・Eye の会)	毎月第2土曜日 14:00~16:00	勉強会、交流会等

# (10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠: 平成 12 年 2 月 1 日より、これまで本庁で実施されていた「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の公費負担申請事務が保健所へ移行された。

目的:患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る

### 表 4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

左	F度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付	寸件数	0	0	0	0	1	1

# 4 原爆被爆者対策事業

# (1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した人と、原子爆弾が投下されてから2週間以内に、広島市内長崎市内に立ち入った人等で、被爆者手帳を所持している人をいう。

# (2) 原爆被爆者対策概要

原爆被爆者については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律 第117号)に基づき、健康診断、居住地等変更の業務が実施されるようになった。

### (3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断(予備検査・本健診)

イ 被爆者二世者の健康診断(予備検査・本健診) 健康診断には、一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関(県立宮古病 院)で実施。

### ウ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。 健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

# 表 1 一般健診受診者

平成30年度

健診項目	対象者数	受診者数 (受診 率)	健診結果		受診者年齢区分				
			異常なし	要精査	50~59	60~69	70~79	80~	平均年齢
前期健診	12	5	3	2			1	4	88
後期	10	1	1	0				1	80
希望	9	2	2	0				2	86
二世		1	1	0		1			67

### 表 2 がん検診受診者

平成 30 年度

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄腫
前期検診	0	1	0	0	0	0
後期	0	0	1	0	0	0
希望	0	0	0	0	0	0
二世						1